

板橋区高齢者保健福祉・介護保険制度推進本部設置要綱

(平成 12 年 3 月 31 日区長決定)

(平成 15 年 6 月 30 日区長決定)

(平成 19 年 3 月 20 日 改正)

(平成 19 年 3 月 29 日 改正)

(平成 26 年 10 月 21 日 改正)

(平成 27 年 4 月 1 日 改正)

(平成 30 年 3 月 14 日 改正)

(平成 30 年 9 月 1 日 改正)

(令和 2 年 4 月 1 日 改正)

(令和 5 年 3 月 23 日 改正)

(令和 6 年 3 月 21 日 改正)

(令和 8 年 3 月 11 日 改正)

(設置)

第 1 条 介護保険制度の円滑な運営及び高齢者福祉施策の推進を図るため、板橋区高齢者保健福祉・介護保険制度推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(推進本部の構成)

第 2 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、区長とする。

3 副本部長は、副区長（健康生きがい部を担任する副区長（以下「担任副区長」という。）以外の副区長を含む。）の職にある者をもって充てる。

4 本部員は、教育長、東京都板橋区組織規則（昭和 46 年板橋区規則第 5 号）に定める部長の職にある者、保健所長、子ども家庭総合支援センター所長、会計管理者、教育委員会事務局次長、地域教育力担当部長、選挙管理委員会事務局長、常勤の監査委員、監査委員事務局長及び区議会事務局長をもって構成する。

(所掌事項)

第 3 条 推進本部の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 介護保険サービスの内容及び提供体制に関すること。
- (2) 介護保険制度運営及び高齢者福祉施策の推進に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認める事項

(推進本部会議)

第 4 条 本部長は、必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、推進本部会議（以下、「推進会議」という。）を主宰する。

2 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。この場合において、副本部長が本部長を代理する順序は、担任副区長、担任副区長以外の副区長の順とする。

- 3 本部長が必要と認めるときは、関係職員に推進会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会の設置)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部が定める事項について調査検討を行う。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、次の各号に掲げる職にある者とする。
 - (1) 幹事長は、健康生きがい部長の職にある者をもって充て、会議を総括する。
 - (2) 幹事は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長が必要と認めるときは、前項第2号に掲げる者のほか、関係職員に幹事会の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 幹事長は、会議を統括する。

(庶務)

第6条 推進本部及び幹事会の庶務は、健康生きがい部高齢政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部及び幹事会の運営に関し必要な事項は、健康生きがい部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 板橋区介護保険制度対策本部設置要綱は廃止する。

付 則

この一部改正は、平成15年7月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成30年9月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

部	構 成 員
政 策 経 営 部	政策企画課長 財政課長
総 務 部	総務課長
危 機 管 理 部	防災危機管理課長
健 康 生 き が い 部	高齢政策課長 介護保険課長 国保年金課長 後期高齢医療制度課長 地域保健課長 赤塚健康福祉センター所長 生涯活躍推進課長
福 祉 部	福祉総務課長 地域福祉連携課長 障がい政策課長 赤塚福祉課長
都 市 整 備 部	住宅政策課長